昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成20年1月15日発行第373号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

2008. 1
No. 373

栃木県行政書士会

Index

contents

目次・今月の版画　・・・

平成２０年　新年知事あいさつ

栃木県行政書士会の皆様、あけましておめでとうございます。
早いもので、私が知事に就任してから３年余が経過し、任期の仕上げの年を迎えることとなりました。この間、私は、これからの“とちぎ”づくりの基本指針となる「とちぎ元気プラン」を策定するとともに、対話と強調を基本として、県民中心、市町村重視の県政運営を積極的に展開して参りました。

おかげをもちまして、子供に対する医療費助成制度の拡充を始め、公立中学校全学年での３５人学級の導入、さらには、市町村と住民が協働してまちづくりに取り組む「わがまち自慢推進事業」の推進などの各種施策を市町村と連携してすすめることができました。

また、昨年は、県民の皆様をはじめ団体、企業等の御理解と御協力のもと、県民が一体となって結婚や子育てを支援する「とちぎ未来クラブ」を設立するとともに、県民との協働により荒廃した森林を再生し、次代に引き継ぐことを目的とした「とちぎの元気な森づくり」の推進体制を整備することが出来ました。

今年は、新しい県庁舎のもとで、栃木県の新たな一歩を踏み出すこととなりますが、職員一同初心に返り、気を引き締めながら、「活力と美しさに満ちた郷土“とちぎ”」の実現のため、全力を挙げて県政運営に取り組んで参る決意を新たにしたところであります。

さて、現在、高齢化と人口減少が同時に進行し、様々な影響が地域に及びつつある中、地域の活力をいかに向上させていくかが、地方自治体にとって喫緊の課題となっており、本県においても、かつてない厳しい財政状況のもと、簡素で効率的な行財政システムの構築と個性豊かで活力に満ちた地域づくりの推進が求められております。
私は、本県が今後とも活力を維持し発展していくため、３年目を迎えます総合計画「とちぎ元気プラン」を着実に推進することはもとより、昨年９月に策定した「平成２０年度政策経営基本方針」に基づき、「地震等災害への対応」、「地域医療の確保」、「県民の健康づくりの推進」、「看護する家族等への支援」といった緊要な課題に特に力を入れて取り組むなど、事業の選択と集中を図るとともに、更なる行財政改革を推進することにより、県民益の最大化に努めて参ります。
さらに、新年度からは「団塊の世代に着目した“とちぎ”の元気づくり」に加え、「ブランドに着目した誇り輝く“とちぎ”づくり」を重点テーマとし、これまで以上に広い視野と新たな発想に立ち、県民協働による取組を積極的に進めて参る考えであります。

私は、県民の皆様が安心して生活でき、誇りと自信を持つことができる元気で活力ある“とちぎ”の創造に向けて、「いいひと　いいこと　つぎつぎ“とちぎ”」を合言葉に、最大限の努力を傾注して参りたいと考えておりますので、栃木県行政書士会の皆様にはより一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

年の始めに当たり、私の所信を申し上げますとともに、本年が皆様にとって素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げて、新年のごあいさつといたします。

平成２０年１月

栃木県知事　福田　富一

「県議会の活性化を目指して」

栃木県議会議長　石坂真一

新年おめでとうございます。県議会を代表いたしまして、謹んで御挨拶を申し上げます。

私は昨年５月に第９５代議長に就任して以来、県民の皆様が真の豊かさを感じられる社会の実現と県勢の発展のため、県議会の円滑な運営と議会活動の活性化に全力を傾注して参りました。皆様方には、温かい御支援・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県議会では、今年度「議会活性化検討会」において、予算委員会の設置や政務調査費の透明性の向上などについての調査研究を重ね、県民の皆様方の期待に応えられる県議会となるべく、議会機能の充実強化に取り組んでいるところであります。また、昨年４月に完成した新議事堂は、バリアフリーをはじめ、誰もが利用しやすい工夫を取り入れています。ぜひ、大勢の県民の皆様に足をお運びいただき、議会活動に更なる関心をお寄せいただけますよう念願しております。

年頭に当たり、栃木県行政書士会のますますの御発展と、皆様方の御健勝・御多幸を御祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。

新春のごあいさつ

栃木県市長会会長　足利市長　吉谷宗夫

新年明けましておめでとうございます。

２００８年の年頭にあたり、県内市長を代表いたしましてごあいさつ申し上げます。

今日の少子・高齢化や国際化の進展に伴い、私たちの社会生活も複雑多岐にわたり、種々の手続や確認等の書類作成の必要性が高まってきております。許認可等の申請書類や事実証明及び契約書の作成にあたっては、多種多様で中には高度の知識を要する書類も増加しつつあります。行政書士制度は、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、あわせて国民の利便に資することを目的としており、貴会の業務の社会的ニーズは益々高まる一方であります。貴会におかれましては、日々研鑽を重ねられ、特にＡＤＲ認証機関の獲得のための新しい取り組みや相続関係・農地転用・外国人在留関係などの無料相談を行う等、地域住民の生活向上に貢献されていることに対して敬意を表する次第です。

栃木県行政書士会の皆様には、地域住民と行政の絆として、今後ともご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

新春のごあいさつ

宇都宮市長　佐藤栄一

明けましておめでとうございます。

私は、本市が、今後とも、ひと・もの・情報が行き交う広域的な拠点性をさらに高め、北関東の中枢拠点都市として確固たる地位を築くことが、本市はもとより、周辺自治体も含めた圏域の発展の、ひいては栃木県全体の発展に不可欠であると考えております。

昨年は、市町村合併により北関東初の 50 万都市となり、本市の顔である中心市街地では「宇都宮城址公園」や「うつのみや表参道スクエア」が完成し、賑わいが確実に回復するなど、さらなる宇都宮の発展に向けて、より多様な魅力とポテンシャルを高めることができました。

本年は、私が市政をお預かりして４年間の集大成の年であり、また、市民の思いを結集して策定している、今後のまちづくりの設計図となる「第５次宇都宮市総合計画」のスタートの年でもありますことから、５０年、１００年先であっても揺ぎ無い存在感と求心力を有する都市となるための、確固たる基礎を固める年にすべく、思いを新たにしているところです。

本年がその一歩を力強く踏み出す年となるよう、知恵を出し、汗をかいて、全力で取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

期待を込めて

栃木県行政書士議員連盟　会長　野田尚吾

明けましておめでとうございます。会員の皆様にはご壮健で新春をお迎え、うれしく存じます。

行政書士に対する市民の期待は日々高まりつつあります。この期待と信頼に応えるためには直接業務関連の法や制度を熟知することは勿論、社会の事象にも注意深くなくてはなりません。

相隣関係の紛争に関する相談・業務は最も多く、最も得意とするものでなければなりません。それが市井にある法律家の証左であると考えます。成年後見やＡＤＲなど着実な実績のつみあげが近道だと確信します。

業務の本体である官公署への提出書類の作成・代行についても、本法のみならず周辺法規の習熟が当然必要となります。業務開拓には議連の議員に案内役を要請することも一方法だと考えます。それぞれの立場でお役に立てるかと存じます。

末尾になりましたが会員の皆様のご健勝と会の発展をご祈念申し上げ新春のごあいさつといたします。

速報！

「行政書士法の一部を改正する法律」の成立について

平成２０年１月９日（水）、「行政書士法の一部を改正する法律」が成立し、行政書士の業務に関する規定の整備として、行政書士業務に関する聴聞・弁明手続の代理が明確に位置付けられるとともに、欠格事由、懲戒及び罰則に関する規定の整備として、欠格事由の拡充、業務停止期間の拡大、罰則の強化等、コンプライアンスの強化が図られました。

行政書士法改正（案）の概要

１　業務に関する規定の整備

・行政書士は、行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与等の手続において当該官公署に対してする行為について、非独占業務として、弁護士法第７２条に抵触しない範囲で代理することを業とすることができるとすること。

２　欠格事由、懲戒及び罰則に関する規定の整備

・都道府県知事から行政書士の業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から３年を経過しない者は、行政書士となる資格を有しないものとすること等、欠格事由に関する規定の整備を行うこと。

・行政書士が、この法律若しくはこれに基づく命令等に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、都道府県知事は、当該行政書士に対し、戒告、２年以内の業務の停止又は業務の禁止の処分をすることができるとすること。

・行政書士又は行政書士の使用人等の守秘義務違反に対する罰金の多額を１００万円とするものとすること等、罰則に関する整備を行うこと。

３　施行日

平成２０年７月１日

詳細につきましては日本行政書士会連合会ホームページ（http://www.gyosei.or.jp/）においてご確認ください（１月９日付トピックスに掲載）。

なお、「月刊日本行政」２月号に法律の概要、３月号に条文が掲載される予定です。

日／曜日		内　　容	出　　席　　者	No.頁
1日	土	佐野自動車登録代行センター懇親会	会長	―
3日	月	神奈川成年後見サポートセンター研修会	松岡部長　廣田副部長	①
		会報編集作業	新井部長　田代副部長	―
4日	火	総務部会	会長　青木副会長　前澤部長　毛塚副部長 秋田理事　鈴木康夫理事　山本昭子理事	②
5日	水	法務省認証制度説明会	松岡部長　奥村理事	③
		会計精査	柳川部長　根岸理事	―
6日	木	伝達研修会	小林部長　江藤副部長	④
7日	金			
		栃木県文書学事課打ち合わせ	青木副会長　前澤部長	⑤
		会報編集作業・マスコミ各社挨拶回り	新井部長　田代副部長　小室理事	―
		建設業「財務諸表作成」研修会	深見理事　風間専門部員　市川専門部員	⑥
10日	月	編集会議	横山副会長　新井部長　田代副部長　手塚理事 宮澤理事　小室理事	⑦
		理事会資料・発送通知文の確認	会長　前澤部長	―
13日	木	理事会会場打ち合わせ	会長　青木副会長　前澤部長	―
14日	金	正副会長総務部長副部長会	会長　青木副会長　福田副会長　堀越副会長 横山副会長　前澤部長　毛塚副部長	―
16日	日	理事会		⑧
17日	月	関係団体歳暮あいさつ	会長　青木副会長	―
18日	火	成年後見特別研修会	松岡理事　廣田副部長　小泉理事 金井専門部員	⑨
21日	金	顧問相談役正副会長会	住吉顧問　岸顧問　宮嶋相談役　会長 青木副会長　福田副会長　堀越副会長 前澤部長　毛塚副部長	―
		県警との連絡会	会長　青木副会長	⑩
25日	火	編集作業	田代副部長　小室理事	―

①神奈川成年後見サポートセンター公開研修会
3日　13:30～17:30

【内容】

①成年後見業務の倫理

当会で講師をお願いしている粂智仁先生が担当。行政書士が成年後見業務を行う際の考え方・留意点等を倫理の観点から話された。

②成年後見業務の実践事例研究

実際に法定後見･任意後見を担当されている宮川先生がご自身の経験を踏まえながら、問題点・改善点を指摘しつつ、講演された。

③成年後見の事例研究

斎藤先生が「事例」についてご自身の経験を踏まえて講演された。事例は様々な場合を想定して組み合わされていたが、現実に起こったことであり、研修の重要性が改めて認識させられた。

②総務部会
4日　13:30～17:00

【内容】

1．理事会の議題について
2．真岡センターへの通知について
3．その他

【決定事項・検討事項】

1．進行次第の打ち合わせ、資料の細部を審議検討・決定
2．真岡センターへの通知内容の審議検討・決定
3．その他

③法務省認証制度説明会
５日　10:00～17:00

【内容】
１．制度編　～認証の基準との関係～
２．実践編　～認証制度下の行動指針～

・各士業（土地家屋調査士会・司法書士会・行政書士会）等多くの団体が参加した。
・会則変更、ＡＤＲ法解釈の仕方等、ＡＤＲ認証機関設立にあたっての注意点について長時間にわたり説明を受けた。
・今後、再検討しなければならないことは、研修会の見直し、会則変更の準備・規約・規程の制定等です。東京会のモデルが各単位会に配布され次第、検討に入る予定です。

④伝達研修会
６・７日

【内容】
６日
第１時限　①印鑑証明等を活用したＯＳＳ申請の稼働を受けて
　　②ＯＳＳ申請代理人による出張封印について
第２時限　経営事項審査の改正について

７日
第３時限　最近の風俗営業等を取り巻く情勢について
第４時限　公益法人制度改革について
第５時限　公証人制度の活用について
第６時限　不法滞在外国人対策について

⑤栃木県文書学事課打合せ
７日　10:30～13:10

１．規則制定について
　①暴力団等排除総合対策特別委員会規則（案）
　②会申請取次行政書士管理特別委員会規則（案）
上記２規則のご検討を依頼した。

２．行政書士研修会について
　①上記１－①について
　②行政書士コンメンタールの著者に依頼する件

⑥建設業「財務諸表作成」研修会
７日　11:00～15:40

宇都宮市総合コミニュティーセンターにおいて標記の研修会が開催されました。経営状況分析センター㈱ネットコアの大澤章利様と金藤彰利様を講師に迎え、税務申告決算書から建設業様式の財務諸表へ転記する際の注意点について講義が行なわれました。

はじめに講師の大澤章利先生から、改正予定の経営規模等評価申請（経営事項審査）における審査基準の説明がなされ、その中での経営状況分析と財務諸表の関係についてご講義を頂きました。

続いて金藤彰利先生より税務申告決算書をもとに、具体的な建設業様式財務諸表へ転記についてご講義を頂きました。

行政書士と言ったら建設業と言われるように、 建設業の諸手続きは主要な業務です。この手続きの中で一番苦慮するのが財務諸表作成ということもあり、受講者の多くは新規に建設業許可申請業務を手掛けようとされる方でした。

講義には時間の制約もあり、また、完全に修得する為には相当な自己研鑽を要する分野でもありますので、この研修が少しでも修得への糸口に成ればと思います。

（業務研修部　風間　洋）

⑦編集部会
１０日　13:30～19:00

【内容】
１．行政とちぎ１２月号の編集・校正
２．その他

【決定事項・検討事項】
２．「行政書士記念日（２／２２）」に合わせたＰＲ活動について。ワークショップ型研修を開催し、これを市民公開講座とする。多文化共生社会を考える。基本のテーマは「相手の話を聞く力を見につけよう」「理解するために必要なこと」「まとめ役ってどんな人？」「意外な自分に気づきます」等とし、問題解決力を探る。
　開催日は会場及び講師との交渉もあり２／２４か３／１とする。

※後に２／２４に決定しました。詳しくは本誌裏表紙をご覧ください。

⑧理事会
１６日　13:30～

鬼怒川あさやホテルで開催。議案審議冒頭会長に関して緊急動議があり、議長が会長から青木副会長に交代。討議が４時間を越えて繰り広げられる中、定足数は満たしていながらも、議決を前に議長が流会を宣言。そのまま閉会となった。　（広報部）

⑨成年後見特別研修会（第４回）
１８日　13:30～15:30

成年後見制度の普及と課題
１．高齢者人口の推移と高齢社会
（１）高齢者人口の増大とその問題点
（２）認知症高齢者人口の推移
２．高齢者の財産とその取り巻く環境
（１）具体的事例
３．成年後見制度と高齢者
（１）制度の普及
（２）後見人の監視体制
上記内容で５０分２コマの講義をして頂き、最後に体験に基づいた質疑応答もあり、有意義でした。

＊ご連絡
１月と２月の研修会終了時に、約１０分間ほど、３月の効果測定兼卒業認定テストの出題傾向を説明させて頂きます（今回初めての試みの為）。
（業務開発部　廣田秀男）

⑩県警との連絡会
２１日　13:30～14:00

「車庫証明申請における諸問題について」の議題が提案され、渡邊眞運協会長より「県内の登録台数減少により厳しい状況」との報告がありました。加えて、警察の方からは、きちんとした書類作成の依頼がありました。

受信box

「こんな文書が届いています」のコーナーです。
詳細につきましては、事務局保管の文書または会員ホームページ等でご確認下さい。

文　書　タ　イ　ト　ル	受信日	発信元
■平成１９年度伝達研修会における配付資料の送付について	07/12/14	日行連
■平成１９年度著作権実務研修会での意見交換会アンケートの事前実施について	07/12/28	日行連

子年生まれの会員の皆さん

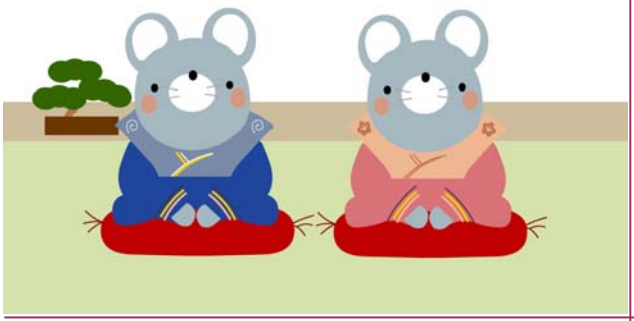

歩ける幸せ

足利支部　茂木　信一

８０才の声とともに、何となく足が弱くなってきた。「足を引きずって歩くね」と、言われることも度々あった。

そこで、できるだけ車でなく歩くことにしたが、実際やってみるとすぐ疲れ、息切れし大変である。

そこで朝は近所をひと巡り約１粁。昼は用足しを兼ねて歩を延ばし約２粁。夕方は見回りを兼ねて歩く。他の買い物や病院等歩きで行ける距離はなるべく歩く。歩くときは背を伸ばし大股で運動しながら、腹式呼吸もする。最近、姿勢も、歩き方も人に褒められるようになってきた。旅行などでも疲れずに歩き通せる幸せを感じている。

今後も更に、健康に留意していきたい。

第８回目の年男を迎えて

小山支部　海老原　敏夫

私は１９２４年（大正１３年）生まれの子年なので、新年は第８回目の年男になった。１９２４年の子年は甲子（きのえね）ということで６０年に１回の特に良い子年であると易学者から聞いたことがある。高校野球全国大会で有名な「甲子園球場」は、この年に誕生した。

さて、私が当会に入会したのは昭和５２年７月であるから３０年になる。たいした事もしないのにその間に褒章を頂いたりして恐縮している。先輩の柿沼先生や小野先生には現在もご指導を受けている。私の父も昔「行政代書人」と呼称された頃からの行政書士であったので親子二代当業界にお世話になっている次第だ。老齢ではあるが健康なので“行政書士はいつも身近な相談相手”をモットーに奉仕していきたい。

年男

小山支部　　松澤　孝三

昭和時代の流れを決定付けたといわれる２２６事件があった年に生まれ、それから続いた世相を顧みて、まずまず幸運に過ごせたという気持ちが強い。その最大の幸運は、息子たちを戦場に送らずにすみ、大勢の人たちを不幸にすることに加担させずにすんだことだ。

また、日本が紛争国へ地雷を売り込む国にもならず、宗旨の違いで殺しあう激しい環境にもなく、どこにでも神様がいると考える民俗のなかで暮らせるのも幸運だ。

地域福祉権利擁護事業の生活支援員として６人の方とお付き合いをしているが、こんな幸運に感謝して、せめて「無財の七施」だけでも心掛けたいと思っている。

子年にあたって

小山支部　山中　國雄

今年は、社保庁の年金不明問題に始まり、各種老舗食品の偽装問題、総理突然の辞任劇、衆参ネジレや大合併ハプニング劇、給油活動停止と再開問題、防衛省汚職、香川の幼女祖母殺人事件等や薬害問題など、暗い話が目白押しでしたが、新年は、私にとって、人生６度目の記念すべき子年であり、明るい穏やかな年でありますよう、心から願っております。

１１月にはネンリンピック水泳競技大会に県代表として初参加、金、銅メダルを獲得、先の６月には、五島長崎でのアイアンマンジャパントライアスロン大会で優勝、３度目のハワイアイアンマン世界大会でメダルを目指したが、無惨にも途中棄権となり、体力、気力の弱さを痛感させられた。

士業の仕事は、４月の開業以来少々の相談（無料）はあるものの、いまだに仕事はなく、子年の新年には初仕事をと待ち望んでいる。

古希を過ぎても、いまだ何の薬の世話にもならず、登山や水泳、マラソン、トライアスロン競技に現役で参加できる健康の幸せに対して、今は亡き両親に感謝する昨今です。

子年の６月には、アイアンマンジャパンでまた出場権を得、１０月には４度目の世界大会へリベンジし、なんとしてもメダル獲得をと、肝に命じ、元旦より活動開始をめざす今日このごろです。

会津朝日岳　１０月 単独行
朝霧深し、後快晴

那須支部　篠原　雅典

朝５時出発、「会津朝日岳」に行く。登山口に近づくと昨夜来の風雨で黒谷川の水かさが増していた。紅葉には少しばかり早かったがブナや白樺の葉が青空に映えて、美しかった。急登を延々と登り「叶の高手」まで来ると辺りには、ようやく黄や赤に染まったウルシや楓の葉が木々の緑の中で一際美しい輝きを放っていた。

枯れたブナの大木にはキノコが宿り、違和感が無く周囲の景色に溶け込んでいた。ひっきりなしに流れる汗も、休憩で休むと高山の冷気が冷たく肌を刺した。

頂上からの眺めは圧巻で、西南から北側の斜面には透きとおるような鮮やかな紅葉が見られた。そして、遠く田子倉湖の北側には浅草岳の大きな山塊が横たわっていた。

深き山　雲海の上　朝日輝く
赤黄青　枝葉の先に　光る色
シジュウカラ　カケスの声が　深山の
木々の梢に　触れて流れる

年女

宇都宮支部　鈴木　利子

新年あけましておめでとうございます。

毎年繰り返している私の一年の過ごし方は、家族と夫婦、友人共々一緒に楽しみながら、健康と若さを保つことです。

新緑や紅葉、冬景色等、四季折々の自然を楽しみながら、源泉かけ流しの温泉に浸かり手足を思いっきり伸ばせる「秘湯巡り」は、日頃の慌しさを忘れ、リラックスできる楽しみです。

また、「酒蔵巡り」も楽しみの一つにしています。「夏の利き酒大会」「秋の栃木の美酒・蔵巡り」のほか、新酒も味わえ、肌にもよい日本酒は、若さと健康には最適です。

今年も二つの巡りを楽しみますが、今年は新たに「お寺巡り」も加え「心の修養」をして、今迄以上に健康と若さを保つ楽しい一年にしたいと思っています。

「いつまでも勉強…パーソナリティを高めよう!!!そして自分を信じよう!!!」

宇都宮支部　中三川　浩志

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

私にとって昨年は、新しい発見の連続の日々でした…。といっても、書士としてということではなく…「全般的なパーソナリティの向上に関して…」とでも言ったら良いのでしょうか？？？
そう言うと何かかなりの事を想像させてしまうと思いますが、全くそうではありませんで…

実は、私は本業として社交ダンスの教師をしていますが…（もし誰か習いたい方いれば出張レッスンにも行きますよ(*^_^*)…）一昨年、不覚にも膝を怪我しまして、約半年間ほとんど仕事をすることが出来ない状態になってしまいました。そんな時を過ごしていると、これからの仕事の内容のこと、将来に向けての思考などなどと、様々なことが頭の中をかけめぐり、たくさんの本を読む機会に恵まれました。さらに著作権研修や記帳実務の講習、今年は、早速行われる会社法関係と内容証明関係の研修に出る予定をしています。世の中の速いスピードでの経済展開、さらに年々、いや日に日に変わる自分の環境（健康状態・家庭環境などのもろもろを含む）に、どう対応していったらよいか？？？

一昨年の経験から生まれてきた去年一年の試行錯誤の時を経て、いよいよ目標が決まった新たな思考を現実化していくため、４８歳になるこの年の念頭に当たって心を新たにし、一つ一つ手がけていきたいと考えています。
最後に一言…一昨年の出来事は、自分を見つめ直す良いきっかけになりました。

自分の良いところを偽り無く、また自分自身で恥ずかしがらずに捉える。そして、自分の悪いところも偽り無く認めること。そういう自分自身の点検を定期的に行っていれば、何か突然に波が押し寄せてきても正しい思考で対応できると考えられるようになりました。

たいそうなことを話しましたが、車だって計量器だって…はたまた、エレベータだってジェットコースターだって（^ ^ゞ、定期点検をしていれば安心できますよね。定期点検を怠ると…？？？そうならないように、さらに自分の思考に正直に行動していく年としたいですね（^_-）-☆

年男

宇都宮支部　八木　功

新年あけましておめでとうございます。

私も今年、満６０歳を迎えるにあたり、サラリーマンであれば定年となり、社会の第一線から身を退いて、第二の人生を楽しむ年代に差し掛かりました。

しかし、私ども行政書士は自営業であり、健康のゆるす限り己の意思において、まだまだ社会の発展に寄与することが出来ます。この幸運と恵まれた環境に感謝しつつ、よりいっそう邁進していきたいと思っております。

新年が、ますます充実した人生の礎となるであろうことを期待し、併せて皆様方のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

子年生まれ

小山支部　生田目　安夫

新年あけましておめでとうございます。

私は、昭和２３年１０月生まれの５回目の年男です。

今年の目標は「健康管理」「体力錬成」です。たかが体力されど体力！私自身、気持ちの中では５０歳前の気持ちです。

健康であるからこそ体力を鍛えることができる。健康、体力は両車輪でどちらが欠けてもバランスが崩れ思うように人生を進むことはできません。

まず健康にして、体力を鍛え、世の中に恩返しの気持ちを持ち、少しでも力になれる行政書士として頑張りたいと思います。

どうぞ今年もよろしくお願い致します。

北関東ＡＤＲ協議会主催
第１回ＡＤＲ合同研修会のお知らせ

会員の皆さん、こんにちは。北関東ＡＤＲ協議会では、下記の日程で研修会をおこないます。ＡＤＲ事業に参加したいと思っている方、ＡＤＲ事業について知りたい方、理由は様々でしょうが、ちょっと覗いてみませんか？

皆さんの奮ってのご参加、お待ちいたしております！！

記

１　日　　時　　第１回　平成２０年２月１６日（土）
　　午後１時３０分～午後５時
　　第２回　平成２０年２月２３日（土）
　　午後１時３０分～午後５時

２　講　　師　　第１回　弁護士　　坂　本　廣　身　先生
　　第２回　弁護士　　廣　田　尚　久　先生

３　講演内容　　第１回　「行政書士ＡＤＲの将来像」
　　～稼げる行政書士となるために～
　　第２回　紛争解決学とＡＤＲ（裁判外紛争解決）

４　場　　所　　白鷗大学法学部教室（ＪＲ小山駅東）
５　募集人数　　６０名
６　受 講 料　　無料。
７　申込締切日　定員になり次第締切。

以上

ＡＤＲ研修会参加申込書

ＡＤＲ研修会に参加いたします。（該当する研修会に○をつけてください）

（1）第１回・第２回

登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿

支 部 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成２０年度の農用地区域の除外に関する日程について

～宇都宮市より～

宇都宮市では、優良農地を確保・保全するため、農業振興地域整備計画に基づき農用地区域を設定し、農地の無秩序な開発の制限を行っています。

農用地区域の除外については、年に３回受け付けていますが、平成２０年度は、農業振興地域整備計画を改定するため、除外に関する日程は下表の通りとなります（例年より除外決定に要する期間が長くなります）。

受　付　月	除外決定月（予定）
平成 20 年 4 月	平成 21 年 3 月
平成 20 年 8 月	平成 21 年 9 月
平成 20 年 12 月	

お問い合わせ先　宇都宮市経済部農業振興課　担い手支援グループ 028-632-2454

新栃木県庁舎誕生

写真提供：宇都宮支局長　齋藤順子

１月４日、新栃木県庁舎が開庁しました。バリアフリー化を進めるなど、より県民にとって利用しやすく、そして環境や危機管理にも配慮した最新技術満載の新県庁。私たち行政書士にとっても仕事でお世話になる重要な施設です。今回は新県庁の各課配置図を掲載します。どうぞ参考にしてください。

なお、最新情報は下記ホームページにてご確認ください。

栃木県庁
〒320-8501
栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

TEL 028-623-2323

栃木県ホームページ
http://www.pref.tochigi.lg.jp

県庁各課配置

①本館

15F		展望ロビー／県政展示コーナー3
		キッズコーナー
		展望レストラン
14F	14A	交通政策課／高速道路対策室
	14M	砂防水資源課
	14K	都市計画課
	14G	都市整備課／下水道室
	14C	建築課
	14D	住宅課
	14E	用地課
13F	13K	県土整備部長室
		監理課
	13G	技術管理課
	13E	道路整備課
	13B	道路保全課
	13A	河川課
	13D	畜産振興課
12F	12K	農政部長室
		農政課／首都圏農業推進室
	12A	経済流通課
	12D	経営技術課
	12G	生産振興課
	12M	自然環境課
	12E	馬頭処分場整備室
11F	11K	環境森林部長室
		環境森林政策課／地球温暖化推進室
	11M	環境保全課
	11G	廃棄物対策課／産業廃棄物対策室
	11E	林業振興課
	11A	農村振興課
	11D	農地整備課
10F	10K	経営管理部長室
		財政課
	10G	人事課
	10A	行政改革推進室
	10B	税務課
	10D	森林整備課
9F		知事室
		副知事室
		総合政策課（秘書室）
	9A	総合政策部長室
		総合政策課（秘書室を除く）
	9D	会議室3
8F	8B	消防防災課／危機管理・災害対策室
	8G	市町村課（選挙管理委員会を含む）
	8K	地域振興課
	8M	会議室3
	8F	会議室4
7F	7K	県民生活部長室
		県民文化課
	7H	くらし安全安心課
	7C	統計課
	7A	人権施策推進課
	7G	青少年男女共同参画課
	7D	国際課
6F	6K	産業労働観光部長室
		産業政策課
	6B	工業振興課
	6H	経営支援課
	6G	観光交流課
	6D	労働政策課
		大会議室1
		大会議室2
5F	5K	健康増進課／健康づくり推進室
	5H	こども政策課
	5A	生活衛生課
	5G	薬務課
	5C	国保医療課
	5D	情報システム課
4F	4J	保健福祉部長室
		保健福祉課
	4G	医事厚生課／病院経営管理室
	4D	高齢対策課
	4B	障害福祉課
3F	3K	会計管理者　会計局長室
		会計局管理課
	3G	会計局会計課
	3D	職員厚生課
	3S	管財課
	3Q	広報課
	3A	記者クラブ
2F	2N	文書学事課
	2S	文書学事課（情報公開推進室）
		広報課（県民プラザ室）
	2T	県民プラザ
1F		県民ロビー／県政展示コーナー1・2
		総合案内
		保安警備室
B1F		中央管理室

②東館

4F	講堂
3F	入札室1・2
2F	生協（食堂・売店・喫茶室）
1F	郵便局
	金融機関

③南館

2F	文書館

④県議会議事堂

6F	傍聴席
	親子室
	記者席
5F	議場
	議長室
	副議長室
	秘書室
4F	記者控室
	委員会室
3F	大会議室
	議員控室
2F	議員応接室
	議会事務局
1F	展示コーナー／県民サロン
	受付

⑤研修館

3F	人事課分室

⑥昭和館

4F	正庁
	多目的室4
3F	市町村情報室
	近代栃木のすがた
	貴賓室
	多目的室3
2F	ふくしレストラン・休憩室
	多目的室2
1F	4代目県庁舎と佐藤功一
	多目的室1
	案内

⑦南庁舎2号館（本町合同ビル）

9F	教職員課
	学校教育課
	特別支援教育室
	スポーツ振興課
8F	教育長室
	総務課
	施設課
	文化財課
7F	生涯学習課
	健康福利課
1F	とちぎ就職支援センター
	ハローワーク宇都宮学生職業相談室

⑧南庁舎3号館

2F	県庁舎整備室
	会議室（201～207）

⑨南庁舎4号館

4F	監査委員事務局
3F	人事委員会事務局
	統計課分室
2F	労働委員会事務局

⑩栃木会館

6F	企業局経営企画課
	企業局地域整備課
	企業局電気課
	企業局水道課

? 案内所

身障者用駐車場

身障者用トイレ

支 局 情 報

【小　山】

ボーリング大会開催

平成１９年１２月６日木曜日、午後５時から小山市国道５０号線沿いの「小山ゴールドレーン」にて小山支部恒例のボーリング大会を開催しました。

参加会員は１５名で、熱戦が繰り広げられました。成績結果は２ゲームのトータルスコア２６８Ｐで初参加の山中國雄会員が優勝。準優勝は松井勤一郎会員、３位 鈴木昇会員でした。

その後、表彰式及び忘年会を、小山市西城南の「隠れ家」にて行いました。優勝者には、豪華賞品と優勝トロフィーが、参加者全員にも賞品が贈られました。心のこもったたくさんの美味しい料理に囲まれ、楽しい一時を過ごすことができました。

支部会員のご協力により、この大会も、今回で２１回を迎えることができました。来年はより多くの会員の方が参加されることを望みます。

（支局長　坂入真紀）

【佐　野】

建設業許可申請研修会開催

１２月２０日（木曜日）午後１時３０分より同３時まで、佐野市茂呂山老人福祉センターに於いて、建設業許可申請に関わる、支部研修会を開催した。

出席人員　１１名。講師に高島支部長が担当し、資料は県本部より受領した栃木県土整備部による、建設業許可申請の手引、同経営規模等評価申請及び総合評価値請求の手引、日行連農林建設部で編集した建設業許可用語集を参加者に配布し、教材として使用した。

特に工事経歴書、事業報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表の記入方法については、具体的事例を基に説明した。

須永副支部長は、現在までの支部活動事業報告を、江藤、長竹両理事は、県本部の報告をした。以上で本年度の佐野支部事業計画は、計画案とおり、ほぼ終了した事になる。

（支部長　高島俊夫）

【那　須】

無料相談会開催

那須支部では、行政書士制度広報月間のＰＲ活動、地域における社会貢献活動の一環として、平成１９年１２月１日ゆめプラザ・那須において、無料相談会を実施しました。

那須町での無料相談会は、１０月２１日の那須町高原公民館に続いて２回目で、ゆめプラザ・那須では初めての実施となりました。３名の方から、不動産の賃貸借・会社設立・土地関係・遺言書の書き方等５件のご相談をいただきました。

無料相談会では、身近な問題のご相談が多いのですが、一つの問題が新たな問題を引き起こすため、お一人で複数件のご相談というケースもあることから、それに対応できる幅広い知識の必要性を感じました。

（支局長　冨田倫子）

宇都宮のまちづくり

宇都宮のまちづくり

昨年度、宇都宮は上河内町・河内町との合併により５０万都市となった。そして宇都宮城の復元、うつのみや表参道スクエアのオープン、県庁新庁舎の落成と、続々と新たな顔も誕生した。

今後、宇都宮市が活力のある住みやすい街になるために望まれることは、先ず中心部の活力復活と交通網の整備であろう。

再開発事業完了としてオープンしたうつのみや表参道スクエア（旧上野百貨店本館を含む地域）は宇都宮市の中核を担う地域として今年着工予定の西地区（旧上野百貨店新館を含む地域）とともに、これからの宇都宮市の活性化をはかるためのキーポイントになる地域である。

また、現在進行中のＪＲ東口地区整備事業は、交通網の拠点となるはずである。

表参道スクエアビルと二荒山神社

《 宇都宮中心部の事業計画 》

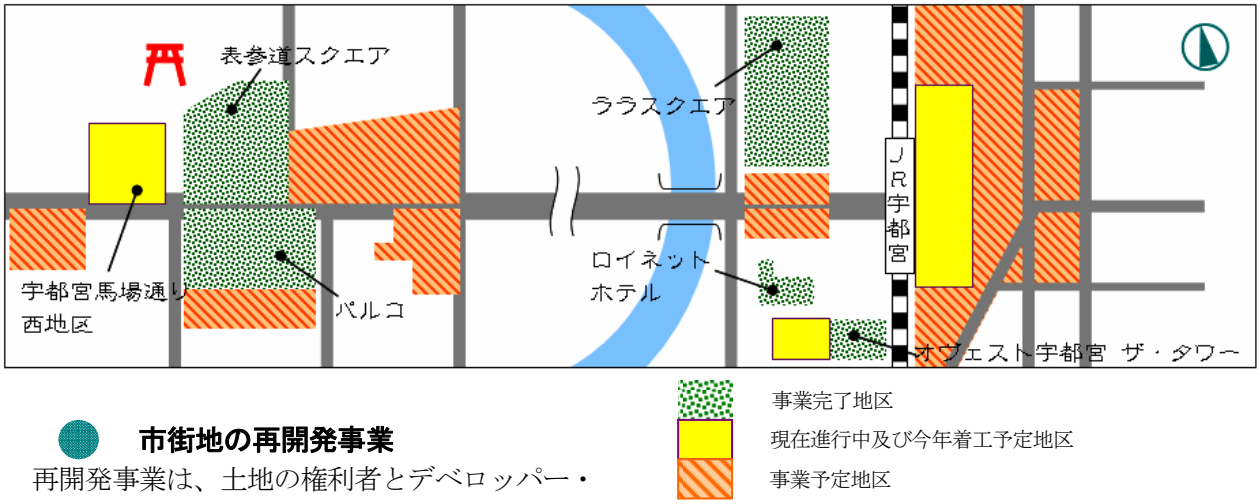

市街地の再開発事業

再開発事業は、土地の権利者とデベロッパー・テナントと公共の三者で成り立つ。

権利者が集まり土地を提供し、テナントを入れることによって新しいビルを建てる建設資金を調達し、それを公共が補助し支援していくという形の事業である。これまでは、ララスクエアやパルコという商業施設が目立ったが、今年着工予定の宇都宮馬場通り西地区では、店舗はもちろんであるが、共同住宅を含む建物となる予定である。

JR宇都宮駅東の整備事業

宇都宮市が土地区画整備事業（道路築造、宅地造成など）を行い、民間が造成後の建物を整備していく事業である。市がＪＲ宇都宮駅東口において、バス・タクシー・一般者の乗降場とバリアフリーの歩行者道を整備中で、これによりあらゆる駅利用者が安全に移動できることになる。

ここに民間がホテル・交流広場を含む商業施設を整備していく予定である。

ＪＲ宇都宮駅前通りの電線類の地中化が行われ、そこから左右に延びる通りの電線類が消えていった時、宇都宮の街も美しくなっていくのだとわくわくした。

昨年９月に景観計画・景観条例が定められ、今年から景観に関する取組みも始まった。宇都宮の街がどのように変貌をとげていくのか楽しみである。

おいしいお店も、ぶらりと立寄れる面白そうなお店もうれしいが、安心と住みやすさが一番であると思う。そして、なにより宇都宮が『 独自の文化がただよう街 』になっていったらと願う。

（支局長　齋藤順子）

「こんにちは～」中国人女性Ｂさんが来ました。
「専門学校を卒業して就職が決まりました！
入管手続おねがいしま～す」

はじめてのシリーズ

～入管業務編･その3～

「就職おめでとうございます。手続きは『留学』からの在留資格変更手続きですね～」と答えたいですが、その前に…ここでも基本を確認しておきましょう。

「就労」に関して押さえるべき基本は次の２点です。
１）就職先の仕事の内容と卒業学校における専攻分野との間に関連性があること。
２）従事する仕事が「人文知識・国際業務」および「技術」の在留資格に該当する内容であること。
（在留資格詳細については、出入国管理及び難民認定法別表第一、および基準省令を十分確認してください）

専門学校卒の場合は、こんな確認が必要です

さらに、Ｂさんのように「専門学校を卒業して就職する」という場合は、大学や短大卒の場合とは違い、確認・注意するべきことがまだあります。

①「専門士」称号が必要であること。
②在留資格変更許可申請しかできないこと。
→いったん帰国して「在留資格認定証明書」交付申請によって来日・就職することはできません。つまり、チャンスは一回だけ。
③取得した専門士としての資格と就業予定の業務との関連性が***強く求められること***。
→大卒・短大卒の場合より就業できる業務の範囲は限定的です。専門士の資格を得ていても、入管法令上就労できない職種もあります。また、大卒であれば可能な「翻訳・通訳」などの業務は、専門学校卒というだけではできません。

※専門士とは、一定の条件を満たす専門学校の課程を修了した者に与えられる称号です。
「一定の条件」とは
①修業年限が２年以上である。
②課程の修了に必要な授業時間数が１７００時間以上である。
③成績評価等で課程の修了認定を行っている。

依頼者Ｂさんに十分話を聞き、次のことを確認しましょう。

１．就職して行おうとする職務がどの在留資格に該当するのか。
→在留資格に該当しない職務であれば許可されません。
２．その職務と専門士の称号を得るために学んだ科目との関連性があるか。
→専門学校で「デザイン」を学んだのに仕事が「情報処理」ではだめです。「人文知識・国際業務」「技術」の在留資格に該当するだけではなく、その仕事に関連する勉強をしてきたことが必要です。

提出書類をそろえましょう。

提出書類については入管ホームページから必要書式をダウンロードしてください。
添付書類には少なくとも以下のものは必要でしょう。

会社が用意するもの
1　商業・法人登記簿謄本及び損益計算書の写し
2　事業内容を明らかにする資料・会社等の案内書
3　雇用契約書、採用通知書等
4　採用理由書（会社が申請者を採用した経緯・理由・職務内容説明）

Ｂさんの用意するもの
1　卒業証明書、成績証明書
2　専門士称号授与証明書
3　履歴書
4　申請理由書（当該会社に就職することになった経緯・理由）

こうした依頼については、本人だけでなく会社とのやりとりも必要になります。単純労働や一般事務、一定の職業について外国人の就労を認めない、という入管政策は多くの人には理解されていません（当然ですね）。会社側にもその旨十分な説明が必要でしょう。
どんなにしっかりした会社であっても、どんなに成績優秀な学生であっても、就労できない場合があります。雇用契約と在留資格は無関係なのです……。
Ｂさんは大丈夫かな？

研修会「渉外戸籍」のお知らせ

○日　　時　　平成２０年２月２１日（木）１３：３０～１５：３０
○場　　所　　栃木県行政書士会館２Ｆ
○受 講 料　　５００円
○主　　催　　業務研修部
○講　　師　　宇都宮市役所市民生活部市民課戸籍グループ
　　主任　関本あゆみ氏
　　主事　増淵倫巳氏
○研修内容　　渉外戸籍
○内　　容　　渉外戸籍の基礎知識、届出実務、関係法
○対 象 者　　行政書士、補助者
○申込方法　　下記の申込用紙にご記入の上、事務局宛にＦＡＸ（028-635-1410）してください。
○締め切り　　平成２０年２月１５日（金）

研修会（２０/２/２１開催）受講申込書

平成２０年　　月　　日

支部名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

栃木県行政書士会員の動き

（平成 19 年 12 月 31 日現在）

【変　更】　　*市町村合併による変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
宇 都 宮	住吉和夫	事 務 所*	宇都宮市白沢町 490-1
宇 都 宮	片岡キミエ	事 務 所*	宇都宮市白沢町 490-1
栃　　木	下山知昭	事 務 所 電　　話	下都賀郡大平町川連 591-1 TEL 0282-24-3284

事務局よりお知らせ

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。
１月は会費（第４期）の納入月です。
口座引落をご利用の方は、残高不足にご注意ください

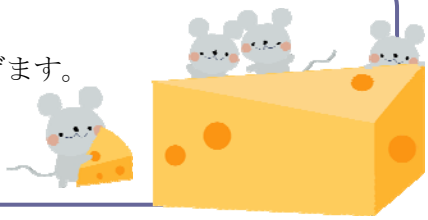

編集後記

２００８年のスタート。しかし我が広報部の新井部長は年を越すことなく天に召された。今になっていかに自分が頼っていたか思い知らされる。その存在の大きさを改めて感じる。苦境ではあるが、どんな困難にも屈しなかった、そして広報を愛していた彼女のためにも、部員一同力を合わせて頑張っていきたい。

（田代）

行政とちぎ１月号 No.373

発行人　栃木県行政書士会
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます。）

〔広　告〕

謹賀新年

車庫証明申請センター運営協議会

会　長　渡邊　眞
副会長　宮嶋幸雄　松本　明　小林幸雄
顧　問　浅野吉知　岸　宏

宇都宮センター長　渡邊　眞
栃木センター長　野原　純
足利センター長　松長　健
佐野センター長　高島俊夫
鹿沼センター長　神山忠雄
真岡センター長　福田俊夫
真岡サービス所長　久保宗則
小山センター長　下田康夫
西那須野センター長　篠原賢治
日光センター長　入江昭造
今市センター長　福田勝守
今市分所長　鈴木　淳
矢板センター長　窪田晴哉
黒磯センター長　平山　猛
那須中央センター長　大柿　榮
石橋センター長　野澤　勇
氏家センター長　篠崎光一郎
烏山センター長　宮嶋幸雄
茂木センター長　豊田　茂
足尾センター長　後藤八郎
黒羽センター長　須藤定之助
馬頭センター長　西宮　功
藤岡センター長　永島正志
喜連川センター長　鈴木一雄

行政書士佐野自動車登録代行センター

センター長　鈴木　康夫
副センター長　齋藤　裕
〃　土方　美代
理　事　福澤　一夫
〃　寺内　郁夫
会　計　長竹　基行

行政とちぎ平成 20 年 1 月 15 日発行

市民公開講座

もめごとは、何故 おきる？

これからの行政書士に求められる資質とは

街の法律家として人々の相談を受ける行政書士にとって、様々な価値観を理解し、相手の立場で物事を考える能力は必須の資質といえます。そうした能力を培うのはもちろん、ＡＤＲへの参画を内実あるものにするためにも有意義な研修です。

ワークショップ型研修ならではの効果を実感

講師は、国際理解教育や異文化コミュニケーション等幅広い専門分野を持ち、ファシリテーター、生涯学習プランナーとして全国で活躍されている桜井高志氏。ワークショップ（体験参加）型研修により、実際のケースを体験しながら、もめごと解決に向けた自分作りが実感できます。

市民公開講座として開催する意味

市民に必要とされる行政書士であるために、公開講座とすることで市民の視点、人権意識を常に意識。また、学びを共有することにより社会貢献にもつながります。

講師　桜井 高志 氏　桜井・法貴グローバル教育研究所 代表
和光大学・東京家政大学・埼玉大学非常勤講師

日時　2月24日（日）午後１～４時

場所　とちぎ健康の森（２階Ｃ教室）
〒320-8503　栃木県宇都宮市駒生町3337-1

参加費　無料（定員２０名　お早めにお申込ください）

主催　栃木県行政書士会

※JR宇都宮駅から関東バス駒生営業所行（約25分）
「とちぎ健康の森」「とちぎリハビリテーションセンター」又は終点下車
※東武宇都宮駅から関東バス駒生営業所行（約20分）
「とちぎ健康の森」「とちぎリハビリテーションセンター」又は終点下車

申込・お問い合わせ　TEL 028-635-1411（栃木県行政書士会）